



平成9年度預金保険機構年報

2. 金融機能安定化緊急措置法の制定

平成9年秋以降、三洋証券(株)、(株)北海道拓殖銀行、山一証券(株)といった大きな金融機関の経営破綻が続くなかで、金融不安がこれまで以上に顕現化し、我が国の金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営について重大な支障が生ずることとなることが懸念される事態となった。

このような金融環境の中で、金融機関の自己資本の充実を図ることにより、我が国における金融の機能の安定化を図るため、機構に新たに金融危機管理勘定（政府保証10兆円、交付国債3兆円）を設置し、平成13年3月末までの間、金融機関が発行する優先株式等の引受け等を可能とする金融機能安定化緊急措置法が2月16日に可決、成立し、同月18日に公布、施行された。その後、同月20日に内閣により審議委員が任命され、同月23日には第1回審査委員会が開催された。

金融機能安定化緊急措置法による優先株式等の引受け等のためのスキームは、(1)金融機関等が発行する優先株式等の引受け等、(2)整理回収銀行に対する財務上の支援措置、(3)整理回収銀行が委託により行う業務に関して生じた損失の補てん等をその内容としている（[資料編10.「金融システム安定化のための緊急対策スキーム」](#)参照）。

(1)対象金融機関

優先株式等の引受け等の対象となる発行金融機関等は、次の金融機関等である。

1. 銀行（都市銀行、地方銀行、第二地銀協地銀、信託銀行、長期信用銀行等）
2. 信用金庫、信用金庫連合会
3. 信用協同組合、信用協同組合連合会
4. 労働金庫、労働金庫連合会
5. 農林中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会

(2)対象優先株式等

引受け等の対象となる優先株式等は、次の優先株式、劣後特約付社債（劣後債）、劣後特約付金銭消費貸借（劣後ローン）である。

1. 優先株式

発行の時ににおいて議決権のない株式であって、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するもの（注）。

2. 劣後特約付社債（劣後債）

元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、担保が付されておらず、その償還が行われない期間が発行時から5年を超えるもの。

3. 劣後特約付金銭消費貸借（劣後ローン）

元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭消費貸借であつて、担保が付されておらず、その償還が行われない期間が発行時から5年を超えるもの。

(注) 信用金庫連合会、信用協同組合連合会、農林中央金庫、労働金庫連合会が「協同組合組織金融機関の優先出資に関する法律」の規定により発行する優先出資も、優先株式、劣後特約付社債に準ずるものとして対象となる。

(3)引受け等の手続

(申請手続)

優先株式等の引受け等の手続は、優先株式等を発行しようとする金融機関と協定銀行（整理回収銀行）との連名により、機構に申請される。

(審査委員会の審査)

金融機能安定化緊急措置法においては、機構は、上記の申請を受けたときは、速やかに、審査委員会における議決を得る手続をとらなければならない旨規定されている。

審査委員会による審査は、(1)申請の内容が審査基準に該当するか否か、(2)別途審査委員会に提出される「経営の健全性の確保のための計画」が適当と認められるか否かについて行われ、いずれも、在任委員の全員一致で適当と認めなければ、承認の議決を行うことはできない。

(大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認)

金融機能安定化緊急措置法では、機構は、審査委員会の議決が申請を承認することを決するものであったときは、直ちに、大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を求めなければならないとされ、大蔵大臣等は機構から承認の求めがあったときは、閣議にかけて、承認をするかどうかを決定しなければならない旨規定されている。

(優先株式等の引受け等)

優先株式等の引受け等は、審査委員会の議決、閣議による承認等上記の手続を経て、機構と金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定を締結した協定銀行（整理回収銀行）により行われる。

(議事の概要の公表)

審査委員会が優先株式等の引受け等の申請に係る議決を行ったときは、委員長は、速やかに、審査委員会の定めるところにより、当該議決に係る議事の概要を記載した書類を作成し、公表しなければならない。

(議事録の公表)

審査委員会が優先株式等の引受け等の申請に係る議決を行ったときは、委員長は、当該議決に係る議事録を作成し、審査委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に公表しなければならない。

(4)審査基準

審査委員会における優先株式等の引受け等の審査は、審査委員会において、あらかじめ定め、公表することとされている審査基準に基づいて行われる。この審査基準は、平成10年2月26日の第2回審査委員会で定められ、公表されており、一般金融機関と受皿金融機関に分けて、それぞれ基準が定められている（審査基準の内容については、資料編12.「優先株式等の引受け等の審査基準の概要」参照）。

(5)経営の健全性の確保のための計画

優先株式等の引受け等については、申請の内容が審査基準に該当することのほか、発行金融機関等から審査委員会に提出される「経営の健全性の確保のための計画」（以下「健全性確保計画」という。）について在任委員の全員が適当と認めなければ、審査委員会において承認の議決を行うことはできないこととされている。

健全性確保計画には、経営の合理化及び健全な経営体制の確保、財産の状況の健全性の確保及びその他業務の健全かつ適切な運営の確保に関する方策を定めなければならない。

また、優先株式等の引受け等に係る大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認があったときは、審査委員会は、信用秩序を損うおそれのある事項、預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項、発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、健全性確保計画を公表するものとされている。

また、金融機能安定化緊急措置法において、審査委員会は、提出を受けた健全性確保計画について、優先株式等の引受け等を行っている間、その履行状況の報告を求め、公表することができる旨規定されている。

(6)取得優先株式等の処分

金融機能安定化緊急措置法第4条第1項第4号において、協定銀行は、取得優先株式等については、機構が審査委員会の議決を経て定める処分の基準に従い、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めることと規定されている。

また、協定銀行が処分を行おうとするときは、機構に対し、当該処分を行うことについての承認を申請し、その承認を受ける必要がある。機構は、協定銀行による取得優先株式等の処分の承認をするときは、あらかじめ審査委員会の議決を経なければならない（ただし、機構が審査委員会の議決を経て定める処分の基準において議決を要しないものとされた処分に該当するものについては、審査委員会の議決を必要としない）。

(7)資料の提出の請求等

機構は、金融危機管理業務を行うため必要があるときは、金融機能安定化緊急措置法において、協定銀行、金融機関等に対し、次のとおり、資料の提出の請求等を行うことが認められている。

1. 協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めること。
2. 金融機関に対し、資料の提出を求めること。
3. 国、都道府県又は日本銀行に対し、資料の交付又は閲覧を要請すること。

